

令和 6 年 4 月 30 日

市 政 記 者 ク ラ ブ 様

財政局財政部財産管理課 松原

(TEL : 972-2315)

土壌汚染の報告について

当局所管普通財産（北区金城四丁目）において土壌調査を行ったところ、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（環境保全条例）に基づき定める基準を超える物質が検出されました。

環境保全条例第57条の2に基づき、令和 6 年 4 月 30 日に環境局に報告しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 検出場所

北区金城四丁目212番、213番（詳細な位置については裏面参照）

2 汚染の状況

項目	汚染物質	基準を 超えた濃度	基準に 対する倍率	基準	基準超数 ／調査数
土壌溶出量 調査	ふっ素及び その化合物	0.88mg/L	1.1倍	0.8mg/L 以下	1/4

3 今後の対応

当面の措置や今後の対応について、環境局と十分に協議を行い実施していきます。

・ふっ素及びその化合物

一般成人が一度に 100 mg 以上摂取すると、腹部の激痛、嘔吐、悪心を起こし、2,500 mg 以上の摂取で中毒死する。

飲料水等からフッ素を長期間過量に摂取した場合、飲料水のフッ素濃度 2 ppm 以上で斑状歯を生じ、8 ppm 以上で骨硬化症となる。

出典「改訂 4 版水道水質基準ガイドブック」